

禁煙契約書

サクセスキューブ株式会社（以下「甲」という）と本契約にて禁煙にチャレンジする者（以下「乙」という）とは、次のとおり乙が禁煙にチャレンジし、乙が禁煙に成功するための応援を目的として禁煙契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

乙は、自らの健康・身体のために禁煙にチャレンジするものとし、甲は、乙の禁煙チャレンジを応援し乙の禁煙成功に資するために支援を行うものとする。

第2条（禁煙契約の効力）

禁煙契約の効力は、本契約の締結時に乙が参加料を支払うことにより開始されるものとする。

第3条（事前確認）

参加料は、本契約に基づく禁煙へのチャレンジの結果（禁煙成功または禁煙失敗）にかかわらず返還されないものとする。

第4条（参加料）

禁煙プログラムへの参加料は、金壱万円以上とする。

参加料については、乙は甲の指定する銀行口座に振り込むものとする。

ただし、振込手数料は乙の負担とする。

第5条（禁煙チャレンジ期間の定め）

乙は、自らの喫煙期間等に鑑み禁煙にチャレンジする期間を自由に定めることができる。ただし、92日を超えないものとする。（1日以上92日まで）

第6条（禁煙チャレンジ失敗の報告）

乙は、自ら定めた禁煙チャレンジ期間内に禁煙ができなかった時は、最大92日間のチャレンジ期間の経過にかかわることなく、甲に失敗の旨を報告するものとする。

禁煙チャレンジ失敗の報告は、電子メール・電話のいずれかの方法によるものとする。

第7条（契約期間）

本契約の契約期間は本契約書面の受領（ダウンロード含む）日より92日間とする。ただし、乙が自ら禁煙チャレンジ成功と判断した場合は、自動的に本契約は終了するものとする。

第8条（罰金の支払い）

乙は、自らが設定した禁煙チャレンジ期間内に禁煙できなかった場合は、甲に対して自らが設定した罰金を支払うものとする。

ただし、その場合でも乙が罰金の支払いには及ばないと判断した時はその限りではない。

罰金については、当初参加料を振り込んだ口座に振り込むものとする。罰金の振込手数料は乙が負担する。

第9条（譲渡）

甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾がない限り、本契約上の全部または一部を第三者に譲渡したり、または担保の目的に供したりしてはならない。

第 10 条（機密保持）

甲及び乙は、本契約によって入手した相手方の機密について管理し、守秘義務を負うものとする。また、本契約の有効期間中、および本契約の終了後も第三者に開示・漏えいしてはならないものとする。

第 11 条（協議）

この契約に定めのない事項またはこの契約の条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙誠意をもって、別途協議の上定め、円満解決を図るものとする。

第 12 条（管轄裁判所）

本契約ないし本契約にもとづく個別契約に関する紛争については、甲の本店所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の管轄裁判所と定める。

上記契約の成立を証するため、乙は下記に禁煙成功予定日と罰金の金額を設定の上記入し、本契約書を式通作成し、乙は壺通を甲に送付し甲乙それぞれ保有するものとする。ただし、乙がそれに及ばないと判断した時は送付を省略することができる。

【禁煙成功予定日】

年 月 日

【禁煙失敗時の罰金額】

¥ 円也

令和 年 月 日

（本契約書の記入日・ダウンロードした日含む）

甲 宮崎県児湯郡川南町大字平田 3087 番地 1
サクセスキューブ株式会社
代表取締役 秋田秀一

乙